

第五次水俣・芦北地域振興計画の策定について

1 計画策定の背景・目的

水俣・芦北地域は、水俣病の発生により甚大な健康被害と自然環境の汚染を被り、社会・経済基盤が大きく脆弱化し、全国的な少子高齢化や都市への人口流出なども相まって、地域の活力が著しく疲弊しました。

県としては、水俣病問題を県政の重要な課題として位置づけ、国が昭和53年6月20日に行った「水俣・芦北地域の振興については熊本県の具体的提案を待って対処する」との閣議了解(「水俣病対策について」)に基づき、水俣・芦北地域振興計画を策定し、昭和54年から4次32年間にわたって、関係市町や地域住民とともに当地域の振興に取り組んできました。

この取組により、当地域は、社会・経済基盤が着実に整備され、また、様々な環境問題への取組やその情報を発信することにより、地域イメージが水俣病の発生した地域から水俣病の発生を教訓に環境と共生していく地域へと変化するなど、一定の成果を上げてきております。

しかしながら、水俣病問題は、昭和31年の公式確認から54年が経過した現在においても、最終的な解決を見ておらず、進む人口減少と高齢化、厳しい雇用情勢、低い所得水準など多くの課題が残されていることから、なお一層の地域振興を図るため、第五次水俣・芦北地域振興計画を策定し、当地域の再生と振興を目指すものです。

2 計画の概要

(1) 構成及び期間

構成 基本構想編と実施計画編の2部構成

期間 ・基本構想編 平成23年度から平成27年度までの5年間

・実施計画編 単年度ごとに各年度策定

(2) 策定期期

平成22年7月

(3) 第五次計画の視点

「環境」に加え「雇用」を重視

地域の厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、「環境への負荷が少ない持続的に発展する地域づくり」を目指す

「ハード対策」中心から「ハード対策+ソフト対策」へ

ハード対策と併せて、地域の再生と振興につながるソフト対策にも積極的に取り組む

(4) 主な重点施策

地域産業の振興と雇用の創出（新規）

地場企業の新たな分野への進出や事業の拡大など、地域における雇用機会の拡大を図るための取組や、農商工連携による新商品開発等への支援、環境・新エネルギー関連産業等の企業誘致、歴史・文化を踏まえた広域観光の推進等に取り組む。

次世代エネルギー・社会システムの構築（新規）

低炭素社会づくりを推進するため、太陽光、小水力等による発電を行い、次世代エネルギーマネジメントの確立や電気自動車・電動バイク等を活用した新たな交通システムの構築を図る。

水銀に関する国際会議の招致などの推進（新規）

国連環境計画（^ユ ^ネ ^ッ ^プ）が進める国際的な水銀規制のための条約の採択と署名を行うため、平成25年頃開催される予定の外交会議について、水俣・芦北地域を含む本県への招致に取り組む。

体験・交流型観光等の推進（継続）

経済発展する地域づくりのため、美しい自然や豊富な地域資源、水俣病に関する経験と教訓などを生かして、エコツーリズム、学校・企業・団体等の研修、市民による環境学習などの受け入れを広域的に行い、交流人口の拡大を図る。

特色ある農林水産業の振興（継続）

地域農業の振興と農業経営の安定化のため、デコポンの新品種「肥の豊」等の優良品種への転換や「サラダたまねぎ」等ブランド化を目指す作物の生産基盤の整備など、地域の特性にあったきめ細かい農業の展開を図る。

南九州西回り自動車道等の整備（継続）

産業振興等の基盤整備として、南九州西回り自動車道の芦北～県境間の整備促進を国に求めるとともに、自動車道と連結し、圏内地域とを結ぶアクセス道路の整備を図る。

(5) 計画の提案

平成22年7月28日（水）開催の「水俣・芦北地域振興に関する各省連絡会議」において計画を説明。

お問い合わせ先
熊本県企画振興部地域振興課
地域振興企画班
國武 内線3528、中川 内線3538
096-333-2181(ダイヤル)